

◆伊野税務署からのお知らせ◆

■申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税、贈与税

3月15日(木)

個人事業者の消費税及び地方消費税

4月2日(月)

■税務署の確定申告会場開設期間

2月16日(金)～3月15日(木) 9:00～16:00

※会場の混雑状況により16:00前であっても受付を終了する場合があります。

なお、贈与税・譲渡所得の申告について記載方法等に不明点がある方は、担当職員が従事している3月1日(木)～3月15日(木)の間にお越しください。

■確定申告電話相談センター

1月18日(木)～3月15日(木)

確定申告に関するご質問やご相談は「確定申告電話相談センター」をご利用ください。

伊野税務署(☎893-1121)にお電話いただき、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

■確定申告書にマイナンバーの記載が必要です!

申告手続きなどには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付(郵送の場合)が必要です。

【必要書類】

マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバー通知カード+運転免許証などの身分確認書類

■確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより申告書の作成ができます。作成した申告書は、直接、電子申告(e-Tax※)するか、A4サイズの普通紙に印刷し郵送等で税務署に提出することができます。

作成コーナーの操作に関する問い合わせは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)」にお尋ねください。

※e-Taxのご利用は事前に準備が必要です。

詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

■医療費控除の領収書について

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。「医療費控除の明細書」には、医療機関名や薬局名、支払った医療費の額等の詳細を記入する必要があります。

なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

■セルフメディケーション税制(平成29年分～33年分)

あなたが、人間ドックや予防接種など健康の増進及び疾病の予防として一定の取組を行っており、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定の医薬品等(スイッチOTC薬)の購入費があるときは、従来の医療費控除との選択により、次の算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差引かれます。
〔購入費〕－〔保険金等の補てん金額〕－〔12,000円〕＝〔控除額(最高8万8千円)〕

■振替納税をご利用ください

振替納税は、金融機関の預貯金口座から納税額が自動的に引き落とされる便利な制度です。ご利用開始に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を申告期限までに提出してください。

振替納付日

所得税及び復興特別所得税 4月20日(金)

消費税及び地方消費税 4月25日(水)

人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	1月17日(水)	13:30～16:30	すこやかセンター伊野1階 小会議室
吾北	1月9日(火)	10:00～15:00	吾北山村開発センター

法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月～金曜日 受付 8:30～17:00)

高知地方法務局人権擁護課

☎ 822-3503

人権擁護委員

杉本 寛子

井上 晃

藤木 栄子

金子 覚

坂本 美加

高橋美智子

山本 周児

人権擁護委員へのご相談等に関する問い合わせは
ほけん福祉課まで

☎ (088) 893-3810

